

(2) 別表(1~4)

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標			
I 現状			
(1) 地域の災害リスク			
①地域の概要・立地			
<p>唐津上場商工会管内は、唐津市の一部(肥前町・鎮西町・呼子町)行政区域と玄海町の全部行政区域を範囲とし、佐賀県の北西部、東松浦半島の端に位置し、東部は唐津市街地と接し、西部は伊万里湾を経て長崎県松浦市鷹島町、福島町と、南は伊万里市と境を接し、北部には玄界灘に面したリアス式海岸を形成し、複雑に入り込んだ地域が多く見られる。また、5つの離島(向島・加唐島・松島・馬渡島・小川島)を含む沿岸地域は、景観的に優れ、玄海国立公園に指定されている。観光産業が盛んな、呼子町は、「日本三大朝市の呼子朝市」「呼子のイカ」が全国に認知度が高く、観光客も年間100万人が訪れる。また鎮西町の「肥前名護屋城跡」にも多くの観光客が訪れている。</p> <p>管内の地形は、玄武岩が流出して形成された波状形台地で、通称「上場台地」と呼ばれ、表層地盤は「ややゆれにくい」地域とされている。しかし地形的・地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、過去に地すべり、急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性は高い。</p> <p>唐津市(肥前町・鎮西町・呼子町)には1級及び2級河川はなく、河川浸水の危険性は高い。</p> <p>玄海町には、2級河川である仮屋湾へ注ぐ有浦川、座川と外津湾へ注ぐ志礼川などがあり、上場台地の谷間を縫って流れ、流路延長が短く急勾配となっており降雨量の多い時期には洪水等が発生しやすい状況にある。</p>			
面積・人口・世帯数		(令和2年11月1日現在外国人含む)	
地域	総面積	総人口	世帯数
上場管内	127.84km ²	21,377人(男10,461人、女10,916人)	8,430世帯
(内訳)唐津市	91.92km ²	15,961人(男7,682人、女8,279人)	6,450世帯
(内訳)玄海町	35.92km ²	5,416人(男2,779人、女2,637人)	1,980世帯
※唐津市には「肥前町・鎮西町・呼子町」の地区を有する。			
②想定される災害リスク			
【唐津市(肥前・鎮西・呼子)】			
(洪水：ハザードマップ)			
肥前・鎮西・呼子地区には1級及び2級河川はなく、浸水被害は想定されていない。			
(土砂災害：ハザードマップ)			
肥前・鎮西・呼子地区は、地形的、地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから土砂災害警戒区域が多数ある。過去にも地すべり急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性は高い。			
(地震：ハザードマップ、J-SHIS、ハザード情報レポート)			
国の主要活断層帯として、有明海北岸地域の平野とその北側の山地との境界に沿って分布する「佐賀平野北縁断層帯」、及び福岡県境近くの「日向峠-小笠木峠断層帯」が選定されており、これらが活動した場合の地震の規模がそれぞれマグニチュード7.5程度及びマグニチュード7.2程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されている。			
また、唐津市七山池原付近から北西の海域に延びる城山南断層、伊万里市西部を北西-南東に延び			

る楠久断層、鹿島市の南を北西―南東に延びる西葉断層など、活動すれば大きな被害が生じる。なお、地震による被害については、県内に存在する活断層（帯）だけではなく、福岡県や長崎県など周辺地域の活断層（帯）で発生する地震でも大きな影響が及ぶ可能性があることに留意しておく必要がある。

なお、ハザード情報レポート（あいおいニッセイ同和損保作成）によると、今後30年間に地震が発生する確率は、佐賀平野北縁断層帯が震源の場合は2.6%、警固断層帯北西部が震源の場合は3.0%とされている。

（津波、高潮：ハザードマップ、佐賀県津波浸水想定）

地震による津波災害及び台風、集中豪雨、潮の影響による高潮災害については、沿岸部や河川沿いの地区で5m未満の浸水被害が予想される。

【玄海町】

（洪水：ハザードマップ）

町内の河川は、上場台地の谷間を縫って流れ、流路延長が短く急勾配となっており降雨量の多い時期には洪水等が発生しやすい。二級河川は、仮屋湾へ注ぐ有浦川、座川と外津湾へ注ぐ志礼川などがある。本町のハザードマップによると、有浦川沿い、志礼川上流において、浸水が予想されており、諸浦地区、新田地区、有浦上地区・長倉地区、値賀川内地区を中心に0.3mから2mの被害が予想される。

（土砂災害：ハザードマップ）

本町は、大半が地形的、地質的に不安定な台地丘陵で占められており、土砂災害警戒区域が多数ある。過去にも地すべりや急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性は高い。

（地震：ハザードマップ、J-SHIS、ハザード情報レポート）

本町のハザードマップでは、竹木場断層を震源とする地震と町直下を震源とした地震を想定し揺れやすさを示しており、竹木場断層を震源とする地震では、全域で震度6弱以上、町直下を震源とした地震では、全域で震度6強以上の揺れが予測される。地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で3%以下の確率で発生するとされている。

なお、ハザード情報レポート（あいおいニッセイ同和損保作成）によると、佐賀平野北縁断層帯を震源とする震度5強以上の地震が発生する確率は今後30年間で1.9%とされている。

（津波、高潮：ハザードマップ、佐賀県津波浸水想定）

地震による津波災害及び台風、集中豪雨、潮の影響による高潮災害については、沿岸部や河川沿いの地区で5m未満の浸水被害が予想される。

【唐津市・玄海町共通】

（台風・積雪等）

当会管内は、台風が来襲する頻度が高く接近する時期は、6月から10月で、そのうち8月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。台風の風速は、台風を中心から50～150km付近が最も強く、当地区の地形などの条件で中心から離れていても強風の影響を受けやすく、過去においてたびたび被害を受けている。

また、地震による津波や台風による高波の影響も受け易く、万が一、大規模地震や超大型台風が発生した場合は、河川沿いは長期にわたる浸水被害が起きる可能性がある。

大雪被害について、当地区は沿岸部に位置することから積雪も少なく、これまで大きな被害はないが、山間部では路面凍結による通行止めや水道管破裂などの被害はある。

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年間の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、市民及び町民のほとんどが免疫を有しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの市民及び町民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。

(2) 商工業者の状況

令和2年4月1日現在

	唐津市	玄海町	合計
商工業者等数	816社	242社	1,058社
小規模事業者数	783社	227社	1,010社

【内訳】唐津市（肥前・鎮西・呼子）

令和2年4月1日現在

		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商 工 業 者	建設業	169	167	地域に広く分布
	製造業	68	64	主に各港に分布し水産加工業が多い
	卸・小売業	261	252	地域の中心部に集中
	飲食店・宿泊業	110	101	観光地（呼子・鎮西）に集中
	サービス業	154	150	地域に広く分布
	その他	54	49	地域に広く分布
	合計	816	783	

【内訳】玄海町

令和2年4月1日現在

		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商 工 業 者	建設業	74	72	地域に広く分布
	製造業	21	19	地域に広く分布
	卸・小売業	63	61	中心部・原発周辺に集中
	飲食店・宿泊業	34	31	原発周辺に集中
	サービス業	39	36	地域に広く分布
	その他	11	8	地域に広く分布
	合計	242	227	

(3) これまでの取組

1) 唐津市の取組

- ・唐津市地域防災計画の策定（平成30年3月改定）
- ・防災訓練等の実施（防災パトロール、福祉施設避難訓練等）
- ・地域防災力向上促進事業（自主防災組織の育成等）
- ・市内企業等との災害時応援協定の締結
- ・唐津市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成27年1月策定、平成30年8月改定）

2) 玄海町の取組

- ・玄海町地域防災計画の策定（令和3年3月改定予定）
- ・防災マップの作成、配布
- ・防災行政無線（戸別受信機等）の整備
- ・河川防災カメラ（有浦川監視）の設置
- ・防災訓練等の実施（防災パトロール）
- ・防災備品の備蓄
- ・玄海町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成27年10月策定）

3) 唐津上場商工会の取組

- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関する国の施策の周知及び策定支援
- ・関係機関が開催する事業者BCPセミナー情報の周知
- ・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援（令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口・令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口等）
- ・各種共済保険制度への加入推進

II 課題

現状では、緊急時の取組について佐賀県商工会連合会が大規模災害対応マニュアルを示し、唐津上場商工会事業継続計画を策定したが、職員間でのマニュアルの共有が十分に出来ていないことや、災害に関する知識・ノウハウの蓄積が十分でないことから、平時・緊急時に対応できる体制が出来ていない。更には、近年災害が多発している中、災害に関する損害保険・共済が多様化しており、小規模事業者のリスクヘッジを図るためには、職員の災害に関する損害保険・共済の知識及び提案力を高めていく必要がある。

小規模事業者にあっても、BCP 策定や事業継続力強化の取組の優先順位が必ずしも高くなく、周知・啓蒙を行いながら、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う必要がある。

一方、単会での対応については、マンパワー含め限界があるので、佐賀県商工会連合会や他支援機関との協力体制の整備が必要である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・マニュアルの共有化と災害に関する知識・ノウハウを習得する。
- ・災害に関する保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と唐津市及び玄海町との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

唐津上場商工会と唐津市及び玄海町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回経営指導時に、ハザードマップやハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等、行政の支援策活用）について周知する。

・会報や唐津市報及び玄海町報、ホームページ、メール便による情報提供等において、国、県、市の施策や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要等紹介を行い、また事業者BCPや事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化する

ため、事業者には唐津市や玄海町及び県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 事業継続力強化計画の策定支援

- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について経営指導員や専門家による指導及び助言を行い、計画策定支援を行う。

3) 当会の事業継続計画の作成

- ・令和2年11月に、佐賀県商工会連合会が作成した大規模災害対応マニュアルを参考に唐津上場商工会事業継続計画を作成。全職員共有するとともに災害に関する知識・ノウハウを習得、平時・緊急時に対応できる体制を構築する。

4) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結び、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)や佐賀県火災共済協同組合と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。

- ・唐津市及び玄海町との協力体制の構築と連携により情報交換等を行う。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

- ・関係機関へ普及啓発ポスター等について掲示依頼し、セミナー等を共催で実施する。

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画や事業者BCP等取組状況を確認する。

- ・当会と唐津市及び玄海町で、状況確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6強の地震や豪雨災害）が発生したと仮定し、当会、唐津市及び玄海町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は年1回実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う

（電話だけでなく、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と唐津市及び玄海町で共有する）。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認（検温等）を行うとともに、事務所等の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、唐津市及び玄海町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と唐津市及び玄海町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、7日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> • 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 • 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 • 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> • 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 • 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> • 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 本計画により、当会と唐津市及び玄海町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

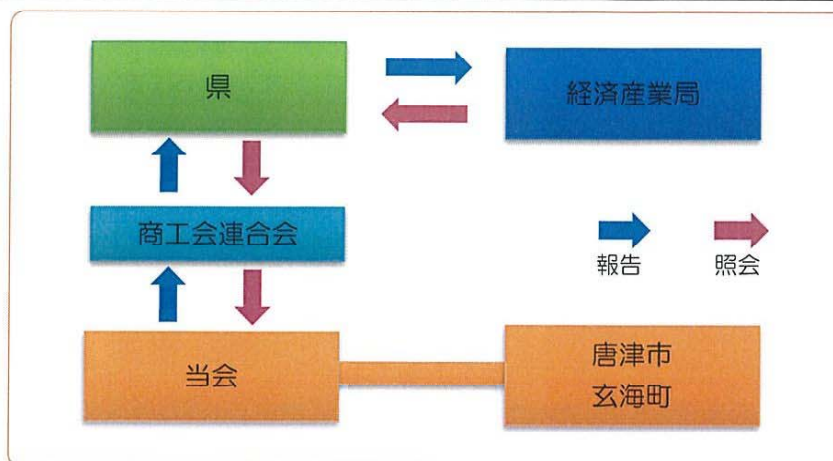
期 間	共有頻度
発災後～2週間	発災直後は必要に応じ複数回共有し、2日目より1日に2回共有する。(必要に応じ頻度を増やす)
2週間～1か月	1日に1回共有する。
1か月～2か月	1週間に1回共有する。
2か月～3ヵ月	2週間に1回共有する。
3か月以降	1か月に1回共有する。

※災害の規模により共有頻度は協議のうえ変更する場合がある。

- 唐津市及び玄海町の新型インフルエンザ対策等行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、当会と唐津市及び玄海町で被害情報を共有し、被災地域での実施体制や支援活動等について決める。
- 当会と唐津市及び玄海町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当会と唐津市及び玄海町が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は唐津市及び玄海町より県へ報告する。
- 感染症流行の場合、国や県等から情報や方針に基づき、当会と唐津市及び玄海町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は唐津市及び玄海町より県へ報告する。



(発災時における連絡体制)

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

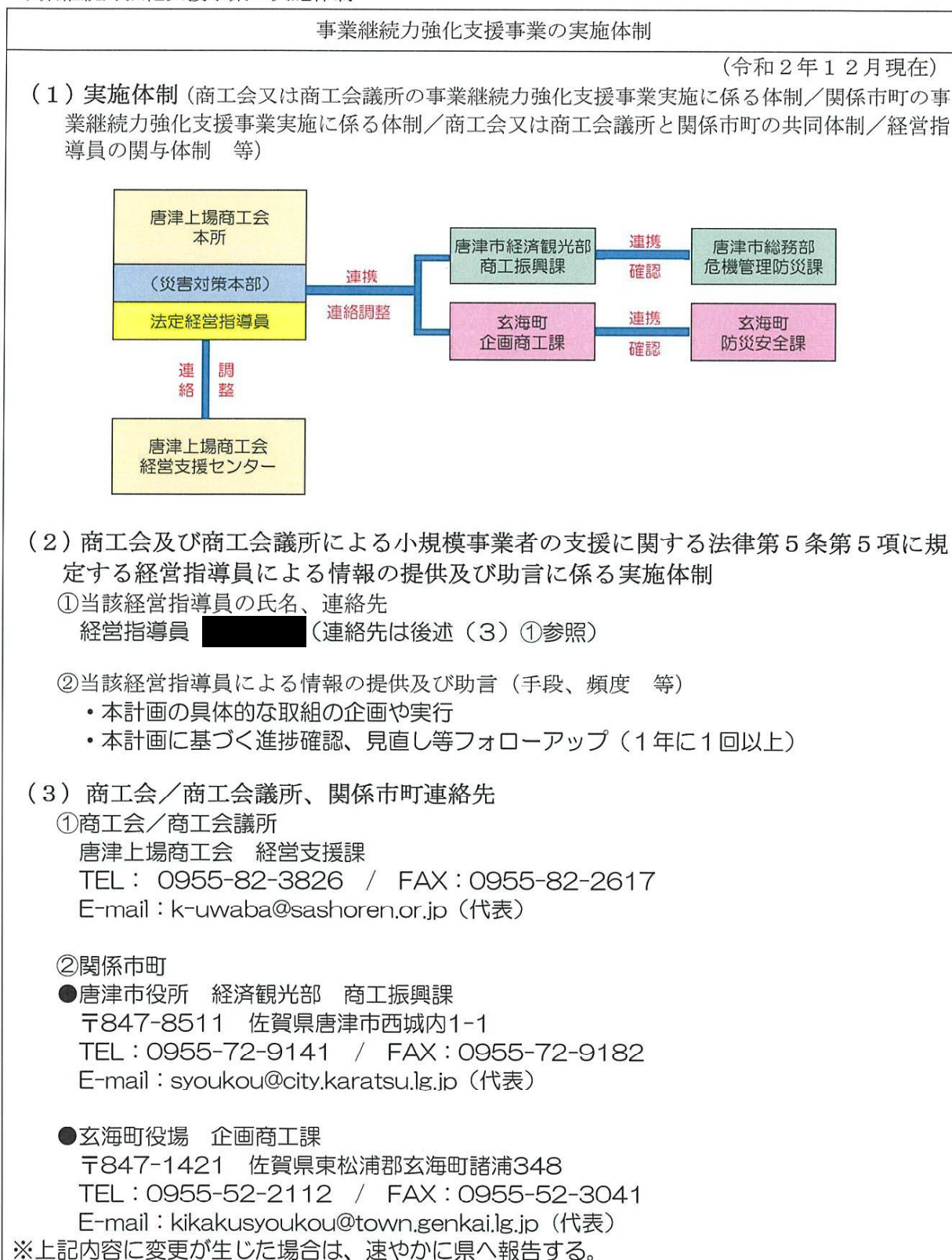
- 当会と唐津市及び玄海町で開設方法等について協議のうえ相談窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確認された場所かつ新型コロナウイルス感染症等の状況も検討し、あらかじめ協議した順位により設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市・町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 当会、唐津市及び玄海町で協議のうえ、国や県、県商工会連合会の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
 - 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内外からの応援派遣等を県や商工会連合会に相談する。
 - 支援にあたっては新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、感染拡大の懸念等がある場合には、オンライン等を活用した支援も検討する。
- ※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	600	350	600	350	600
・ 専門家派遣費 (年5回)	250	250	250	250	250
・ セミナー開催費 (年1回)	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	250	0	250	0	250

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、唐津市及び玄海町補助金、県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
※(別表2)に連携の記載があっても本紙の提出は必須ではない。 本紙に記載する場合は、連携機関に記載することを確認する必要がある。 本紙に記載すると、連携機関は本事業に係る法的義務を担うこととなる。
連携して実施する事業の内容
① ② ③
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③
連携体制図等
① ② ③